

第 13 回総会議事録

(令和 6 年 7 月 26 日開催)

横浜市中央農業委員会

横浜市中央農業委員会 第8期第13回総会 議事録

日 時	令和6年7月26日（金）14時00分～15時45分
開催場所	都筑区総合庁舎6階会議室
出席者の状況	総委員数 19名 出席委員数 19名 欠席委員数 0名 ※別添出欠状況表のとおり
開催形態	公開（傍聴者0人）
議 題	<p>1 議案</p> <p>第1号議案 農地法第3条の規定に基づく許可申請に対する処分決定について</p> <p>第2号議案 農地法第4条の規定に基づく許可申請に対する意見決定について</p> <p>第3号議案 農地法第5条の規定に基づく許可申請に対する意見決定について</p> <p>第4号議案 農地法の適用を受けない土地に係る非農地証明について</p> <p>第5号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明について</p> <p>第6号議案 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について</p> <p>第7号議案 買取らない旨の通知をした生産緑地のあっせんの協力について</p> <p>第8号議案 特定農地貸付法に基づく特定農地貸付けの承認について</p> <p>第9号議案 横浜農業振興地域整備計画の定期変更について</p> <p>2 報告事項</p> <p>第1号 農地法第3条の3の規定による届出について</p> <p>第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出に対する受理について</p> <p>第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出に対する受理について</p> <p>第4号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について</p> <p>第5号 相続税の納税猶予に係る引き続き農業経営等を行っている旨の証明について</p> <p>第6号 農業委員会が発行した6月分扱い諸証明の確認について</p> <p>第7号 農業経営改善計画の認定について</p> <p>第8号 農地所有適格法人の事業の状況報告について</p>
審議結果	<p>第1号議案</p> <p>16番 許可</p> <p>17番 許可</p> <p>18番 許可</p> <p>19番 許可</p> <p>第2号議案</p> <p>9番 許可相当</p> <p>10番 許可相当</p> <p>11番 許可相当</p> <p>第3号議案</p> <p>16番 許可相当</p> <p>17番 許可相当</p> <p>18番 許可相当</p>

	<p>19番 許可相当 20番 許可相当 21番 許可相当 第4号議案 28番 証明交付 29番 証明交付 30番 証明交付 31番 証明交付 32番 証明交付 33番 証明交付 34番 証明交付 第5号議案 4番 証明交付 第6号議案 3番 利用確認 第7号議案 7番 協力 8番 協力 9番 協力 第8号議案 4番 承認 第9号議案 決定</p>
議 事	
事務局	<p>(開会 14時00分) 事務局から出席状況(出席委員19名、欠席委員0名)を報告し、法第27条第3項の規定により総会成立要件を満たしていることを報告する。 横浜市中央農業委員会会議規則第4条の規定により、角田昇会長が議長となる。</p>
議長	<p>それでは、ただ今から第13回総会を開催します。 本日の議事録署名人は、議席番号6番平本武夫委員、7番坂田清一委員にお願いします。 それでは、第1号議案「農地法第3条の規定に基づく許可申請に対する処分決定について」審議します。 16番について事務局から説明してください。</p>
事務局	<p>譲渡人は労力不足により耕作困難であり、隣接農地所有者である譲受人が購入する話がまとまったため申請するものです。譲受人世帯の経営農地は、露地野菜や栗畑等の畑として全て効率的に利用されています。今回の申請地は栗畑として利用予定です。 常時従事者は、本人と母の2人で、年間220日従事します。</p>

地域との調和要件について、譲受人世帯は近隣で耕作をしてきており問題ないと考えます。

以上、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を満たすと考えております。

議長

16番について、地区担当の小川名委員の意見はいかがですか。

小川名
委員

譲受人の方は、しっかり耕作している方で問題ありません。

議長

16番について、他の委員の意見、質問等がありますか。

無いようですので、16番について許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

委員

(挙手)

議長

賛成多数と認め、16番は許可とします。

続いて、17番について事務局から説明してください。

事務局

譲渡人は高齢のため農地の縮小を考えていました。もともと知り合いであった譲受人と話がまとまり今回の申請することになりました。申請地は神奈川区菅田町の農用地です。譲受人は3代にわたり菅田町の農業専用地区で広くキャベツの栽培を行っています。申請地を購入後も主にキャベツの露地野菜畑として使用する見込みだとのことです。なお、譲受人世帯の耕作農地は良好に耕作されており、申請地を取得後も家族で一体として露地野菜を耕作する予定とのことで、全部効率要件・常時従事を満たしております。

また、地域の調和要件についても地元の方ですので問題ありません。

以上、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を満たすと考えております。

議長

17番について、地区担当の鈴木推進委員の意見はいかがですか。

鈴木
推進委員

譲受人は、全ての畑をきれいに耕作している方で問題ありません。

議長

17番について、他の委員の意見、質問等がありますか。

無いようですので、17番について許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

委員

(挙手)

議長

賛成多数と認め、17番は許可とします。

続いて、18 番について事務局から説明してください。

事務局

申請者は世帯内贈与を希望しており、話がまとまったため申請するものです。

譲受人世帯経営農地は、果樹畑として効率的に利用されております。申請地についても引続き果樹畑として利用する計画です。所有農地に現況駐車場となっている箇所が 1 筆あり、こちらについては関連非農地として第 4 号議案の 34 番で非農地証明の申請をしています。

常時従事者は本人、父、祖母の 3 名です。

周辺との調和要件についても引続き同様に耕作予定で問題ないと考えられます。

譲受人世帯経営農地の耕作状況についてですが、全体的に綺麗な栗畑として良好に管理されています。

以上、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件を満たすと考えております。

議長

18 番について、地区担当の荻野委員の意見はいかがですか。

荻野

譲受人は、きれいに農地管理されている方で問題ありません。

推進委員

議長

18 番について、他の委員の意見、質問等がありますか。

無いようですので、18 番について第 4 号議案の 34 番で非農地証明の承認を条件に許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

委員

(挙手)

議長

賛成多数と認め、18 番は第 4 号議案の 34 番で非農地証明の承認を条件に許可とします。

続いて、19 番について事務局から説明してください。

事務局

譲渡人は申請地を平成 10 年に相続しましたが厚木市に在住しており、当該地の管理ができずに遊休化してしまっていました。このたび、隣接農地の耕作者である譲受人が申請地を取得して一体管理することで話がまとまったため、申請に至りました。

譲受人世帯の現在の耕作面積は約 160a で、申請地を加えると約 177a となります。全ての経営農地は果樹畑、一部露地野菜畑として良好に耕作されていることを確認済みです。申請地は権利取得後、隣地と一体で果樹畑として耕作予定です。

常時従事者は、本人含め 4 名です。現在の耕作状況から、必要である日数について従事することが見込まれます。

すでに隣地を耕作しているため、通作距離や周囲との調和要件についても問題ありません。

以上、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件を満たすと考えております。

議長

19 番について、地区担当の飯塚推進委員の意見はいかがですか。

飯塚
推進委員

譲受人は、果樹畑をご家族できれいに耕作している方で問題ありません。

議長

19 番について、他の委員の意見、質問等がありますか。

無いようですので、19 番について許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

委員

(挙手)

議長

賛成多数と認め、19 番は許可とします。

続いて、第 2 号議案「農地法第 4 条の規定に基づく許可申請に対する意見決定について」審議します。9 番について事務局から説明してください。

事務局

本申請による転用目的は、駐車場です。申請者は園芸業を営んでおりましたが、その後体調を壊し、後継者家族も他業種の仕事をしていることから事業を縮小しており、申請地の維持管理が困難になってきました。このたび駐車場として借り受けたいとの申し入れがあったため転用申請されました。

借受法人は東京都世田谷区に主たる事務所を構える新車・中古車販売や修理及び整備を行う事業者です。現在、都筑区茅ヶ崎中央で 750 m²の事業地を借地していますが、近年事業拡大に伴い車両が増加したことで車両の入れ替え際などで、公道に車両を一時的に待機させ、周辺交通の妨げと歩行者等への危険がおよぶ可能性があります。そのため、既存の借地面積よりも広い土地を探していたとのことです。

立地基準は第 3 種農地です。申請地から 500m 以内に横浜市の中川中学校と早渕公園があり、前面道路に上・下水管があります。

敷地内は碎石敷きとし雨水は自然浸透させます。北側と西側は地上 50 cm の万能鋼板を新設し、隣接地への碎石の流失を防ぎます。南側と東側は既存のブロック塀を活かし、出入口部分はアスファルト舗装の上、スロープとします。

車両出入口部分の道路側溝に厚蓋を設置することとアスファルト舗装による雨水処理について都筑土木事務所と協議済みです。

以上、許可相当として市へ進達したいと考えております。

議長

9 番について、地区担当の金子宏正推進委員の意見はいかがですか。

金子宏正
推進委員

現地を見ておりますが、駐車場にするにあたり問題ありません。

議長

9 番について、他の委員の意見、質問等がありますか。

無いようですので、9 番について許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

委員 (挙手)

議長 賛成多数と認め、9番は許可相当とし、市に進達します。
続いて、10番について事務局から説明してください。

事務局 本申請による転用目的は、駐車場です。申請者は高齢で後継者いないことから申請地の維持管理が困難になり今後の活用を検討していました。このたび、自己所有地の既存駐車場にアパートを建築することとなり、近隣での駐車場の移転先を探していたところ、今回の申請地になりました。

立地基準は第3種農地です。

申請地から500m以内に中川なでしこ公園、中川八幡山公園があり、前面道路に上・下水道管があります。

敷地内は碎石敷きとし、雨水は自然浸透させます。北東側と南西側は既存コンクリートブロック土留めと、北側の一部と南東側は新設のコンクリートブロック2～3段を設置します。出入口部分は、グレーチングを新設し既設の下水道に接続して雨水と土砂の流失を防ぎます。雨水処理と土砂流出防止について都筑土木事務所と協議済みです。

以上、許可相当として市へ進達したいと考えております。

議長 10番について、地区担当の金子宏正推進委員の意見はいかがですか。

金子宏正 申請地の周辺は駐車場の多いエリアであり、問題ありません。

推進委員

議長 10番について、他の委員の意見、質問等がありますか。

無いようですので、10番について許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

委員 (挙手)

議長 賛成多数と認め、10番は許可相当とし、市に進達します。
続いて、11番について事務局から説明してください。

事務局 申請者は令和2年に遺贈により申請地を取得しましたが、当該地は周囲を工場に取り囲まれ、農地として維持管理するのが難しい状況でした。そのため、やむなく土地の有効活用を検討していたところ、近隣で自動車整備、中古車販売業等を営む法人から、駐車場として借り受けたいとの要望があったため、転用を申請するものです。

借受法人は、都筑区早瀬三丁目に本店を置き、首都圏を中心に中古車販売業等を営む法人です。近年売り上げが伸びており、月140台ペースで修理・中古車両の納車があります。現在、本店の駐車スペースと都筑区東山田町や早瀬三丁目の4箇所の月極

駐車場に計 26 台分の修理・中古車両の駐車スペースを確保して車両を入れ替えながら営業していますが、保管場所が点在していることや月極駐車場の賃料が割高なことから、業務効率化のため駐車場を集約したいと考えていました。加えて整備作業の増加により、本店の駐車スペースが作業スペースを圧迫しており、不便な状況となっています。また、従業員は通勤時、都度コインパーキングを利用しているため、従業員の通勤車の駐車スペースも確保したいと考えていました。

申請地は本店から約 300m・徒歩 4 分の距離にあるため利便性が高く、必要な面積を確保できることから選ばれました。

立地基準は第 3 種農地です。申請地の 300m 以内に東山田駅があります。

隣接に農地はありません。敷地内は現状地盤面から約 20cm 切土した上で砕石敷きとし、雨水は自然浸透させます。北・西側境界には型枠ブロック、南側境界には鋼板土留めを新設します。

申請地は宅地造成工事規制区域外であり、建築物等を建築しないため、宅地造成や開発行為等の許可申請は不要となっています。

申請者の所有農地に違反転用はありません。

以上、許可相当として市へ進達したいと考えております。

議長

11 番について、地区担当の加藤保委員の意見はいかがですか。

加藤保
委員
議長

現地を見ておりますが、問題ありません。

11 番について、他の委員の意見、質問等がありますか。

無いようですので、11 番について許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

委員

(挙手)

議長

賛成多数と認め、11 番は許可相当とし、市に進達します。

続いて、第 3 号議案「農地法第 5 条の規定に基づく許可申請に対する意見決定について」審議します。16 番について事務局から説明してください。

事務局

本申請による転用目的は、社会福祉施設です。借受予定者の社会福祉法人は、現在運営している都筑区東山田二丁目にある老朽化した施設の移転を検討されてきました。本申請の事業形態として、不動産賃貸業や建物の清掃・メンテナンス業を営んでいる譲受人が建物の建設を行い、それらを借受予定者が借り受けて社会福祉施設を運営するための転用です。

立地基準は第 3 種農地です。

申請地から 500m 以内に学校法人栗原学園やまだ幼稚園や東山田駅があり、前面道路に上・下水道管があります。

敷地内に建築面積 237.04 m² 2 階建ての建物を新築する計画です。申請地の南側の農

地は、今回の事業計画について説明をされ了承を得ているとのこと。

敷地内の西側に出入口と駐車スペース5台分、南側に緑化スペースを設けら、出入口部分の前面道路の北側に、幅2mの道路セットバックを行います。

駐車スペースはアスファルト舗装とし、雨水と汚水は敷地内に接続枳を設置し公共下水道へ接続します。東側と南側の境界にはコンクリートブロックとネットフェンスを設置し、北側は自己所有地のためネットフェンスのみとします。

建築許可について横浜市調整区域課に申請済みです。

計画は妥当であり、適切な被害防除も行われることから、許可相当として市へ進達したいと考えております。

議長

16番について、地区担当の岡本委員の意見はいかがですか。

岡本
委員
議長

現地を見ておりますが、問題ありません。

16番について、他の委員の意見、質問等がありますか。

無いようですので、16番について許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

委員

(挙手)

議長

賛成多数と認め、16番は許可相当とし、市に進達します。

続いて、17番について事務局から説明してください。

事務局

譲受人は、川崎市宮前区に本社を設け建築業を営んでいます。資材置場や業務用車両の駐車場が川崎市内と上川井町に点在していますが、近年業績好調により既存面積では手狭になってきたことや点在していることで使い勝手が悪いことから、集約・拡張するための場所を探していたところ、今回の申請地を買い受ける話がまとまったため転用の申請をするものです。

立地基準は第3種農地です。500m以内に上川井小学校と若葉台公園があり、前面道路に上・下水管が入っています。

被害防除について、場内は砂利敷とし、雨水は自然浸透させます。敷地南側に出入口を設け、敷地北側と東側は既存擁壁を生かします。西側には土留鋼鈑を新設します。出入口以外は既存擁壁や新設の土留鋼鈑に加え、バリケードネットで囲います。敷地内に新設する水道による雑排水は汚水とし、公共下水道に接続し排水します。

譲受人、譲渡人ともに所有農地に違反はありません。

計画は妥当であり、適切な被害防除も行われることから、許可相当として市へ進達したいと考えております。

議長

17番について、地区担当の阿部委員の意見はいかがですか。

阿部
委員
議長

現地を見ておりますが、問題ありません。

17番について、他の委員の意見、質問等がありますか。

無いようですので、17番について許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

委員

(挙手)

議長

賛成多数と認め、17番は許可相当とし、市に進達します。

続いて、18番について事務局から説明してください。

事務局

譲受人は4人家族で、譲渡人世帯と本家で同居しています。部屋が手狭となり、分家住宅を建築するため転用するものです。申請地は、子どもの学校の学区等を考慮した結果、他に適地がないため選定されました。なお、筆の一部の転用となり、残農地は譲渡人が引き続き耕作をします。

立地基準は第3種農地です。500m以内に稲荷前第二公園、第四公園があり、前面道路に上下水道管、ガス管が埋設されています。

被害防除について、敷地内の雨水は側溝に、汚水は汚水本管に接続し排出します。西側は既存フェンスを活かします。北側、南側はコンクリートブロック3～4段及びフェンスを、東側は型枠擁壁及びフェンスを設置します。

所有農地に違反転用はありません。

建築物の新築許可申請について、建築局調整区域課にて受付済みです。

また、東側に側溝があるため、駐車スペースへの出入口の側溝改修工事について、青葉土木事務所と調整しています。

計画は妥当であり、適切な被害防除も行われることから、許可相当として市へ進達したいと考えております。

議長

18番について、地区担当の坂田委員の意見はいかがですか。

坂田
委員

申請者は、ご家族でイチゴ栽培をしている方です。現地も見ておりますが、問題ありません。

議長

18番について、他の委員の意見、質問等がありますか。

無いようですので、18番について許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

委員

(挙手)

議長

賛成多数と認め、18番は許可相当とし、市に進達します。

続いて、19番について事務局から説明してください。

事務局

譲渡人は申請地を相続税納税猶予の適用を受けて耕作していますが、申請地は接道していないため、農作業の度に隣地所有者の同意を得て、隣地に農作業用トラックを一時的に置かせてもらうなどして何とか耕作を続けて来ましたが、隣地所有者の善意の協力によって成り立っているため、今後長く安定的に耕作を続けていくことは難しいと判断し、やむなく売却を検討していました。

譲受人は東京都世田谷区で不動産賃貸業を営む法人です。申請地隣地の一部を旭区中白根で土木工事業等を営む借受法人に資材置場として賃貸していますが、隣地全体を別法人に賃貸することになり、代替地を探していました。借受法人は主に横浜市と川崎市の仕事を受注していますが、申請地隣地の現事業地は本店と川崎市の中間地点にあり、資材の一時仮置き場として使用しています。代替地は現事業地の近隣でないことと事業に支障をきたすため、近隣で同規模の資材置場用地を探しましたが、条件を満たす土地は申請地以外ありませんでした。

立地基準は第2種農地です。申請地は市街化区域から500m以内にあり、周辺の集団農地は10ha未満です。

敷地内は砂利敷きとし、雨水は自然浸透させます。東側農地境界に万能鋼板を新設します。

なお、申請地は接道していないため、譲受人の所有する隣地を介して出入りします。申請者の所有農地に違反転用はありません。

申請地は埋蔵文化財包蔵地に該当するため、埋蔵文化財発掘についての届出済みです。

また、申請地は相続税納税猶予の適用地のため、農地転用許可が下りた場合、納税猶予が一部確定となります。すみやかに相続税額及び利子税の納付が必要となるため、譲渡人は神奈川県税務署に相談しています。

計画は妥当であり、適切な被害防除も行われることから、許可相当として市へ進達したいと考えております。

議長

19番について、地区担当の飯塚推進委員の意見はいかがですか。

飯塚
推進委員

現地を見ておりますが、問題ありません。

議長

19番について、他の委員の意見、質問等がありますか。

菅沼
委員

申請地は道路に面していないとのことですが、出入りはどのようにするのでしょうか。

事務局

申請地は接道していませんが、譲受人の所有する隣地を介して出入りする計画となっています。譲渡人としては、これまで隣地所有者の善意の協力によって耕作できていましたが、今後長く協力が得られるかは不安定なため、やむなく今回の申請となっております。

議長 19 番について、他の委員の意見、質問等がありますか。
無いようですので、19 番について許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

委員 (挙手)

議長 賛成多数と認め、19 番は許可相当とし、市に進達します。
続いて、20 番について事務局から説明してください。

事務局 譲受人は土木業を営んでいます。現在賃借中の旭区の資材置場が立ち退きを求められており、活動エリアである保土ヶ谷区、旭区付近で代替地を探していました。前面道路の幅や必要面積等の条件を満たす土地は申請地のみでした。

立地基準は第 2 種農地です。市街化区域から 500m 以内にあり、10ha 以上の集団農地に属しません。

敷地内は出入口部分以外は砂利敷きとし、雨水は自然浸透とします。出入口は北側にあるアスファルト舗装された既存の馬入れを使用します。出入口以外は既存の土留め及び新設の鋼板で囲い、資材や残土はシートで覆います。出入口に接する側溝には厚蓋がかかっており、車両の乗り入れには問題ないこと土木事務所に確認済みです。万が一破損した場合は自費工事にて復旧する必要がある旨説明されたとのことです。

所有農地に違反転用はありません。

計画は妥当であり、適切な被害防除も行われることから、許可相当として市へ進達したいと考えております。

議長 20 番について、地区担当の守谷委員の意見はいかがですか。

守谷委員 現地を見ておりますが、被害防除も問題ありません。

議長 20 番について、他の委員の意見、質問等がありますか。
無いようですので、20 番について許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

委員 (挙手)

議長 賛成多数と認め、20 番は許可相当とし、市に進達します。
続いて、21 番について事務局から説明してください。

事務局 譲受人は、旭区鶴ヶ峰二丁目に本社を設け、建売業と関連事業を営んでいます。現在、本社の地下 1 階駐車場内に最低限の資材置場を借りていますが、ストック量に限度があるため足りない分は受注先に置かせてもらったり、都度発注したり不効率な状

況です。受注あたりに必要な資材のストックを確保でき、本社から近く、一体の面積が確保できる申請地が見つかったため、転用を申請するものです。

立地基準は第3種農地です。前面道路に上・下水管があり、500m以内に上白根公園・今宿西町公園があります。

被害防除について、場内は、残土・砕石置場のみそのままとし、資材置場スペースは転圧・砕石敷とし、雨水は自然浸透させます。民家に隣接するため、北側・南側に1mの緩衝帯を設け、内側に単管パイプ柵2段を設置します。出入口既存単管パイプは撤去し新設し、防犯ゲートを設置します。残土置場・砕石置場は飛散防止シートで覆います。

所有農地に違反は見当たりません。

他法令その他手続きに関して、申請地は傾斜がある土地のため残土置場スペースは敷きならしますが、宅地造成規制法の手続きは不要である旨建築局に確認済みです。

計画は妥当であり、適切な被害防除も行われることから、許可相当として市へ進達したいと考えております。

議長

21番について、地区担当の新川委員の意見はいかがですか。

新川
推進委員

現地を見ておりますが、被害防除も適正に行われる計画となっており問題ありません。

議長

21番について、他の委員の意見、質問等がありますか。

無いようですので、21番について許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

委員

(挙手)

議長

賛成多数と認め、21番は許可相当とし市に進達します。

続いて、第4号議案「農地法の適用を受けない土地に係る非農地証明について」審議します。28番から34番までについて事務局から説明してください。

事務局

28番について、立地基準は第3種農地です。17年間住宅敷地として使用されていることを航空写真で確認しました。

29番について、立地基準は第3種農地です。10年間道路として使用されていることを土地課税台帳登録事項証明で確認しました。

30番について、立地基準は第2種農地です。35年間資材置場として使用されていることを航空写真で確認しました。

31番について、立地基準は第3種農地です。10年間住宅敷地として使用されていることを土地課税台帳登録事項証明で確認しました。

32番について、立地基準は第2種農地です。17年間住宅敷地として使用されていることを航空写真で確認しました。

33 番について、立地基準は第 2 種農地です。17 年間住宅敷地として使用されていることを航空写真で確認しました。

34 番について、立地基準は第 3 種農地です。17 年間駐車場として使用されていることを航空写真で確認しました。こちらの証明交付により第 1 号議案 18 番が許可となります。

議長

28 番から 34 番までについて、委員の意見、質問等がありますか。

無いようですので、28 番から 34 番までについて承認し証明交付することに賛成の方は挙手をお願いします。

坂田委員

28 番は、3.3 m²で住宅敷地となっておりますが詳しく状況を教えてください。

事務局

3.3 m²の小さな土地が住宅のブロック塀部分となっている状況でした。

議長

28 番から 34 番までについて、他に委員の意見、質問等がありますか。

無いようですので、28 番から 34 番までについて承認し証明交付することに賛成の方は挙手をお願いします。

委員

(挙手)

議長

賛成多数と認め、28 番から 34 番までは証明交付とします。また、34 番の証明交付により、第 1 号議案 18 番を許可とします。

続いて、第 5 号議案「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」審議します。4 番について事務局から説明してください。

事務局

当該地は農用地と生産緑地です。申請地には現在利用権設定をして貸し付けをしている筆と自作している筆があります。申請者には今後も利用権の継続の有無にかかわらず引き続き農業経営を行うことを確認済です。

現地の状況については地区担当の小原推進委員に申請者立ち合いのもと、確認いただいております。

除外物は農業用倉庫とほこらがあります。

以上のことから、「相続税の納税猶予に関する適格者証明書」の交付につきまして、妥当であると考えております。

議長

4 番について、地区担当の小原推進委員の意見はいかがですか。

小原
推進委員

相続人の方は、制度についてももしっかり理解されており何ら問題の無い方です。

議長

4 番について、他の委員の意見、質問等がありますか。

無いようですので、4 番について証明交付することに賛成の方は挙手をお願いします。

す。

委員 (挙手)

議長 賛成多数と認め、4番は証明交付とします。
続いて、第6号議案「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について」審議します。3番について事務局から説明してください。

事務局 こちらの案件につきまして、6月25日に地区担当委員の白井委員と対象者と現地立会いを行いました。
対象の農地は露地野菜畑として良好に耕作されていることを確認しております。
以上、保土ヶ谷税務署へ利用状況の確認につきまして農地として適正に管理されている旨報告したいと考えております。

議長 3番について、地区担当の白井委員の意見はいかがですか。

白井委員 雑草もださないようにしっかり耕作されている方で、問題ありません。

議長 3番について、他の委員の意見、質問等がありますか。
無いようですので、3番について適正に利用されていることに賛成の方は挙手をお願いします。

委員 (挙手)

議長 賛成多数と認め、3番は適正に利用されていることを保土ヶ谷税務署に報告します。
続いて、第7号議案「買取らない旨の通知をした生産緑地のあっせんの協力について」審議します。7番から9番について事務局から説明してください。

事務局 7番から9番は、主たる従事者証明発行済みです。市長から農業者へあっせん協力依頼がありましたので情報提供します。買取希望がある場合は、8月5日(月)を期限として事務局までご連絡ください。

議長 7番から9番について、あっせんに協力します。
続いて、第8号議案「特定農地貸付法に基づく特定農地貸付けの承認について」審議します。4番について事務局から説明してください

事務局 まず開設場所について説明いたします。申請地は農振農用地の筆の一部で、斜線の箇所です。筆全体としては北側が道路に接し、東・西・南側の3方向は農地に隣接しています。周囲は馬入れ部分を除いて土留めで囲われており、土砂流出等の周辺への影響は軽微と思われます。

続けて、配置計画図をもとにご説明します。貸付区画は1区画・約30～35㎡を合計4区画、筆の西側に配置する計画です。入口は自作地を介して北側から出入りできます。水利設備はないため、利用者が適宜持ち込みます。また、利用者は徒歩圏内に限定します。

次に開設内容のご説明をいたします。

- ・農園の名称：ひだまり菜園
- ・貸付期間：1年間
- ・貸付けにかかる賃料：年間12,000円／区画
- ・募集方法：現地募集看板
- ・管理者：開設者家族

横浜市と土地所有者との貸付協定は、令和6年7月9日に結んでおります。

以上の申請内容から、「特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律」第3条第3項について適当と認められると考えられます。

議長

4番について、地区担当の関口推進委員の意見はいかがですか。

関口
推進委員

最近、農地管理が難しくなっているようで、農園になることで農地として維持されるのは良いことで問題ないと考えております。

議長

4番について、他の委員の意見、質問等がありますか。
無いようですので、4番について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

委員

(挙手)

議長

賛成多数と認め、4番は承認と決定します。
続いて、第9号議案「横浜農業振興地域整備計画の定期変更について」審議します。農政推進担当から説明してください。

事務局

北部農政事務所管内で農用地の編入が1件、除外が8件あります。
案件番号771は編入で、場所は神奈川区羽沢町、面積は1,322㎡です。
案件番号772は公共事業用地による除外となっています。場所は緑区長津田町、面積は25㎡です。
案件番号778、779、780は分家住宅建設に伴う除外となっています。場所は港北区高田西三丁目、青葉区寺家町、青葉区鉄町、面積はそれぞれ299.98㎡、211.15㎡、299㎡です。
案件番号781、783は農業振興不敵地による除外となっています。場所は港北区高田町、旭区上川井町、面積はそれぞれ25㎡、2,182㎡です。
案件番号786、787は農用地指定錯誤による除外となっています。場所は保土ヶ谷区西谷町、緑区長津田町、面積はそれぞれ19㎡、61㎡です。
農業振興上の支障があるかという視点でご意見あるか、ご審議いただきたく思いま

	す。
議長	第9号議案について、意見、質問はありますか。 意見が無いようですので、第9号議案については承認とすることに賛成の方は挙手をお願いします。
委員	(挙手)
議長	賛成多数と認め、第9号議案は承認とします。 以上で第13回総会審議事項の審議を終了します。 続いて、報告事項について野路職務代理をお願いします。
野路委員	報告事項第1号から第8号について事務局から説明してください。
事務局	(報告事項第1号から第8号まで、議案書のとおり一括報告)
野路委員	第1号から第8号について、質問等ありますか。 無いようですので第1号から第8号までを了承とします。 これもちまして第13回総会を終了します。 (閉会 15時45分)

会長は議事録を作成し、議長は署名人とともに署名する。

令和 年 月 日

議長

署名人

署名人

令和6年7月26日開催 第13回総会出欠状況

【農業委員】

番号	氏名	役職名	出欠状況	備考
1	角田昇	会長	出席	議長
2	野路幸子	会長職務代理者	出席	
3	飯田清		出席	
4	加藤義晴		出席	
5	小島重信		出席	
6	平本武夫		出席	議事録署名人
7	坂田清一		出席	議事録署名人
8	白井秀幸		出席	
9	阿部敏		出席	
10	金井健		出席	
11	小池誠一郎		出席	
12	岡本肇	連合会理事	出席	
13	菅沼進		出席	
14	杉崎精一		出席	
15	関戸裕一	連合会理事	出席	
16	小川名重典	連合会理事	出席	
17	加藤保		出席	
18	石井芳明		出席	
19	守谷弘		出席	

【農地利用最適化推進委員】

番号	氏名	役職名	出欠状況	備考
1	飯嶋啓吾		出席	
2	荻野清	連合会理事	出席	
3	金子宏正		出席	
4	川田昭一		出席	
5	鈴木昇	連合会理事	出席	
6	関口正徳		出席	
7	中山勝		出席	
8	根本栄治		出席	
9	村岡鐘		欠席	
10	井上太市		出席	
11	内田英一	連合会理事	出席	
12	大矢勝		出席	
13	金子晴男		出席	
14	河原俊一	連合会監事	出席	
15	小原甲史		出席	
16	齋藤春美		出席	
17	佐藤孝春		出席	
18	新川和生		出席	
19	森正明		出席	

その他会議に出席した関係者の氏名：なし